



## 1月は固定資産税（償却資産）の申告期間です

問 稅務課 資産税係 ☎0952-75-2176



固定資産税の償却資産とは、土地・家屋以外で事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。償却資産を所有している事業主は、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

## ■ 対象となる事業主

- 一般企業
  - 工業、商業、飲食店、医業、農業などの個人事業

## ■ 対象となる資産

- 事業に使用する構築物、設備、機械、備品、器具、  
太陽光発電設備
  - 事業用資産の修繕費・改良費のうち、資産計上し  
たもの
  - 耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産

## ■ 申告の必要がないもの

- 耐用年数が1年未満の資産
  - 取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの
  - 取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却資産として3年均等償却しているもの
  - 家屋として固定資産税が課税されているもの
  - 自動車税、または軽自動車税が課税されているもの

申告の期限 令和8年1月30日(金)まで

申告した資産の課税標準額の合計が150万円以上の場合、令和8年度に固定資産税が課税されます。

昨年申告した事業主には、申告用の書類を郵送しています。今回初めて申告する事業主は、税務課資産税係まで問い合わせください。

なお、市外に資産がある人は、所在する市区町村に申告してください。



償却資産の申告は  
エルタックスによる電子申告もご利用いただけます！

## ■職務內容

問・申 教育振興課社会教育係

0952-7413241

■応募書類 多久市ホームページ

11月5日(月)30日(金)  
17時必着

11月5日(月)30日(金)  
17時必着

二十一

# 多 久 市 中 央 公 民 社 会 教 育 係 宛

館三

|                  |            |
|------------------|------------|
| 週3日              | (週23時間15分) |
| 8時30分            | ~17時15分    |
| イベント時、土日祝日の出勤    | あり         |
| <b>報酬</b>        | 月額153,960円 |
| 期末・勤勉手当、通勤手当、    |            |
| 健康保険・厚生年金あり      |            |
| <b>雇用期間</b>      | 令和8年4月1日   |
| ~令和10年3月31日 (再任の |            |
| 場合あり)            |            |
| <b>選考</b>        | 面接試験を行います。 |
| (くわしくは応募者に通知します) |            |



# 多久市中央公民館長を 募集します